

登録商標「ダズンローズ」の使用許諾と適切な利用促進について。

2022年11月18日

株式会社モリタ食材開発研究所（大阪市城東区、社長：守田悦雄）は、12本のバラにまつわる造語「ダズンローズを、以下の分野で商標登録しております。

- * 商標登録第4254160号： 生花など
- * 商標登録第5389460号： ブライダル関連（2010年4月30日出願）
- * その他、指輪、菓子類など、幅広い商品

近年、弊社の許諾なしに「ダズンローズ」の名称を用いたビジネス展開がウェブサイトなどで散見されており、これを受け、ダズンローズに関する部署である「ダズンローズ倶楽部」では、改めて「ダズンローズ」が登録商標であり、無断使用は商標法に違反する行為**であることを周知徹底しております。

「ダズンローズ」の登録商標使用をご希望される業界関係者の皆様には、ダズンローズ倶楽部が窓口となり、一定の条件下で商標の通常使用権許諾に関する契約交渉を進めております。

ダズンローズ倶楽部は、この登録商標（知的財産）を活用し、新しいイメージの商品や企画の提案に努めております。

そして、そのロイヤリティの一部を社会福祉に還元する**「知的財産活用提案型ビジネス」**を通じて、差別化を目指す業界関係各社の発展に寄与する「四方良し」の実現を目指しています。

参考情報

「ダズンローズ」の商標誕生からの経緯やその理念については、弊社ウェブサイトの「ダズンローズ倶楽部」サイトにて詳細を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

Webサイトのトップページへ